

会社の飲み会 必要経費か？

三木義一 / 青山学院大学教授

必要経費 線引きは？

読者の皆さん、今年の8月9日、東京地裁は奇妙な判断を下しました。争われていたのは、弁護士会の役員としての活動していた弁護士が役員会の懇親会費として支出した金額が必要経費か、という点でした。

裁判所は、これらの支出は弁護士全体の能力の向上や社会的使命達成のための活動のものであって、弁護士個人の事業に直接関係があるとはいえないので、事業所得の必要

経費にはならない、と判断しました。役員の仕事は弁護士全体のための仕事だから、個人が支出しても個人的事業に直接関係がなく、必要経費というのは「事業に直接関係する支出」だけだ、というわけですね。事業をしたことのない裁判官が判断すると、自分の判断の非現実性がわからないようです。

そういえば、読者の皆さんも給与所得者ですね。皆さんも、裁判所の言うとおりだ、役員懇親会費などは必要経費ではない、と思いませんか？

給与所得者の場合は、現在の所得税法では必要経費の実額を控除することはできません。「給与所得控除額」というのが、皆さんの収入金額に応じて一律に適用されるので、控除されている実感もあまりないと思いますが、年収が「360万円を超え660万円以下」の人の場合は、「126万円と当該収入金額から360万円を控除した金額の10分の20に相当する金額との合計額」が控除されています。収入500万円の場合ですと、154万円も控除されている

ことになります。

もし、皆さんの給与所得も必要経費を控除する仕組みになった場合に、労働組合の役員になった人が役員会の懇親会費などを支出しても、それはサラリーマン全体の給与水準引き上げの活動であり、その役員個人の給料に直接関係する支出ではないので経費ではない、と言われたようなものです。

役員になった人の支出は、そうすると何費なのでしょう、か？ 必要経費ではないなら、家事費ということになってしまいます。家事費、つまり個人的な支出で収入とは関係のないものということですから、役員になる人は役職が好きで個人的趣味で役員をしているのだ、ということになります。

お気の毒に。

何が必要経費にあたるのかについては、その適用範囲が少しずつ広がってきていたのですが、今回の判決は昔の狭い必要経費概念に戻ってしまいました。

「事業に直接関係」ある支出に限定しただしたら、ほとんどの支出は必要経費でなくなります。必要経費というのは「個人なら支出しないけど、その事業をする以上余儀なくされる支出」を広く含む概念のほうです。弁護士業をやる以上、誰かは役員をしなければならず、弁護士会役員として支出するのは、普通の一個人なら決して支出することはないはずです。私はこのように必要経費概念を広く考えていますが、税務署や裁判所

は著しく狭く考えるようです。

あれも自腹 これも自腹

さて、読者の皆さんも昨日何かに支出していますね。それは本来、必要経費なんでしょう。か、家事費なんでしょうか？

会社で着る背広代やクリーニング代、散髪代などは、今の税務署ではいずれも家事費にされてしまいますね。こういう支出は個人の趣味嗜好によって差があり、たとえ勤務時に着用するとしても、必要経費の部分を判断することができないというのです。

私的に使う部分と会社で使う部分を按分すればどうでしょう。週休2日の会社であれば、7分の5は必要経費と見て良さそうです。昼食代？

これは家にいてもご飯は食べるんだからだめだと言います（外国では、自宅で食べるより高くなる分は経費、としているところもあります）。

上司から誘われ、あるいは部下を連れて懇親会費を出したら交際費にならないのでしょうか？ この会社に勤務していなければ、こんな趣味な上司と一緒に飲むことはあり得ないし、職場の雰囲気づくりをする必要がなければ、馬鹿話しかできない若者と飲むこともありませんよね。でも、税務署から言わせると、その飲み代と給料のどの部分が直接関係するかは不明だから必要経費ではないということになります。

①本代、新聞代、資料代、②交際費、③電話代、④背広、

靴、かばん、文房具などの消耗品、⑤業務用パソコンなどの備品代、⑥自分の能力を高めるための英会話学校、パソコン教室の授業料、⑦通勤に使う車の減価償却費、自動車税、⑧慶弔費などなど、サラリーマンの支出も多様です。このうち、私的生活のための支出、自分の趣味のためだけの支出で、勤務と関係のないものがあるのでしょうか？

サラリーマンにも本当はこのことを考えてもらい、税制の仕組みを理解した上で税金について監視してほしいのですが、こんなことを考えずに源泉徴収と年末調整ですむようにしているのが今の税制です。そのおかげで悩まずにすんでいるのですが、悩まないことは幸せなんですか？